標題

IMO 第 81 回及び第 82 回海上安全委員会（MSC）で採択された SOLAS III 章及び LSA Code 改正の概要

ClassNK
テクニカル
インフォメーション

No. TEC-0698
発行日 2007 年 5 月 23 日

各位

IMO 第 81 回及び第 82 回海上安全委員会（MSC）にて、決議 MSC.201(81)及び決議 MSC.216(82)により SOLAS III 章が、また、決議 MSC.207(81)及び決議 MSC.218(82)により LSA Code が改正されました。主な改正は以下の通りです。なお、改正の詳細につきましては、添付（アンダーラインは改正部分）及び ClassNK テクニカルインフォメーション TEC-0691 をご参照下さい。

1. 決議 MSC.201(81)の主な改正点
   (1) 航行時間が 24 時間未満の旅客船に搭載される幼児用救命胴衣の数が規定された。
   (2) 大人用救命胴衣が、体重 140kg 胸囲 1,750 mm までの人が着用できるよう設計されていない場合、救命胴衣を固定するための適当な付属品の備え付けが要求された。

   本決議は 2010 年 7 月 1 日発効予定です。

2. 決議 MSC.207(81)の主な改正点
   (1) 個人用救命設備の使用温度範囲（－15℃から＋40℃まで）が規定された。
   (2) 急速離脱される救命浮環の質量（4kg 以上）が規定された。
   (3) 救命胴衣の要件が全面改正された。
   (4) イマーションスーツの救命胴衣としての兼用が認められなくなった。

   本決議は 2010 年 7 月 1 日発効予定です。

3. 決議 MSC.216(82)の主な改正点
   (1) 新世代救命設備又は装置の承認手順が規定された。
   (2) 一層の開放甲板レベルで容易に船側から船側へ移動できる救命いかだの重量が 185kg 未満に制限された。
   (3) SOLAS Reg.III/32.3.3 の改正により、SOLAS Reg.III/31.1.4 に従い積み付けられる離れた位置にある救命用の端艇又はいかだに、追加のイマーションスーツが要求されることとなった。

   本決議(1)は 2010 年 7 月 1 日、他は 2008 年 7 月 1 日発効予定です。

4. 決議 MSC.218(82)改正の内容
   (1) 救命いかだに備えられる清水、食料及びそれらの容器の要件が規定された。
   (2) 膨張式救命いかだの膨張システムは ISO 15738 に適合することが要求された。
   (3) 膨張式及び固型救命いかだの、少なくとも 1 つの入口に備えられるタラップの要件が規定された。
   (4) つり索によって進水する救命艇の離脱装置の要件が全面改正された。
   (5) 高速救助艇及びその進水装置の要件が規定された。

   本決議は 2008 年 7 月 1 日発効予定です。

（次頁に続く）

5. IMO MSC.1/Circ.1215 による SOLAS III 章及び LSA Code 改正の早期実施について
   前 1.から 4.に掲げる改正の早期実施を促すべく、IMO より MSC.1/Circ.1215 が発行されております。旗国又は主管庁によっては、本 Circ.に従い上記改正の早期実施が行われる可能性があります。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 （ClassNK）
本部 管理センター 材料艤装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7（郵便番号 102-8567）
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp

添付：

1. SOLAS III 章改正の概要
2. LSA Code 改正の概要

1. SOLAS III 章改正の概要

注: 「改正条番号」欄中の「III/x.x.x」は SOLAS III 章 第 x.x.x 規則を示す。

改正条番号	改正の内容	施行日及び備考
救命設備及び装置の評価、試験及び承認		
III/4.3	新世代救命設備又は装置に承認を与える前に、主管庁は次の事項を確保しなければならない。	2010/7/1 全面改正
III/4.3.1	この章及びコードの要件と少なくとも同等の安全水準を有し、機関の勧告*に従って評価され、かつ、試験されること。 *機関が制定した指針を参照すること	2010/7/1
III/4.3.2	第 38 規則に従い、十分に工学的解析、評価及び承認されること	2010/7/1
通信		
III/6.4.3	一般非常警報装置は全ての居住区域及び通常の乗組員の作業場所に渡って聞き取れるものでなければならない。旅客船にあっては、装置は全開放甲板上でも聞き取れるものでなければならない。	2008/7/1 全面改正
個人用救命設備		
III/7.2.1.1	航行時間が 24 時間未満の旅客船にあっては、少なくとも旅客の数の 2.5 %に相当する数の幼児用救命胴衣が備えられなければならない。	2010/7/1 新設 旧 7.2.1.1 は 7.2.1.3 に変更
III/7.2.1.2	航行時間が24時間以上の旅客船にあっては、全て幼児に対し幼児用救命胴衣が備えられなければならない。	2010/7/1 新設 旧 7.2.1.2 は 7.2.1.4 に変更
III/7.2.1.5	備え付けられた大人用救命胴衣が、140kg までの体重で、かつ、1,750 mm までの胸囲の人が着用できるよう設計されていない場合、そのような人に救命胴衣を固定するための適当な付属品が船上で使用できなければならない。	2010/7/1 新設
生存艇への召集及び乗艇装置		
III/11.7	船舶が 10° まで縦傾斜し、20° まで横傾斜している全ての状態において、甲板から最軽荷航海状態における喫水線まで達する単一の長さを有し、コード6.1.6の規定に適合する1の乗艇梯子が船側から進水降下された生存艇のために各乗艇場所又は2の隣接する乗艇場所に備えなければならない。但し、主管庁は少なくとも1の乗艇梯子を各船側に備えることを条件に水上の生存艇に近づくことができる承認された装置によってそれら梯子に代えることを認めても良い。 制御された方法で水上に降ろすことができるその他の乗艇装置は、第 31 規則 1.4 によって要求される救命いかだに認めても差し支えない。	2008/7/1 一部改正
救助艇の積み付け		
III/14.1	5 分以内で進水可能な状態及び膨脹型の場合は、常に完全に膨脹した状態	2008/7/1 一部改正

非常時の訓練及び操練		
III/19.3.3.4	救命艇が自由降下進水式である場合、少なくとも 3 ヶ月に 1 回行う退船操練において、乗員は救命艇に乗り込み、適切に座席に固定し、進水手順を開始しなければならない。ただし、実際の救命艇の離脱は含めない。(すなわち、離脱フックを作動させてはならない。)救命艇は操作に必要な乗組員のみが乗艇し自由降下進水するか、若しくは、操作に必要な乗組員を乗艇させ、又は、乗艇させずに補助進水装置によって降下しなければならない。その後、両方の場合において、救命艇は乗組員により水面上において操艇されなければならない。6 ヶ月を超えない間隔で、救命艇は、操作に必要な乗組員のみが乗艇し自由降下進水するか、又は、機関が制定した指針*に従って模擬進水を行わなければならない。 * 救命艇事故の防止を参照すること。(MSC.1/Cir.1206)	2008/7/1 全面改正
操作の準備、保守及び検査		
III/20.4.1	進水に使用される吊り索はシーブを通る箇所に特に注意を払い定期的に検査し*、吊り索の劣化により必要なとき又は 5 年を超えない時期のいずれか早い方に新替しなければならない。 * 救命艇事防止の方法を参照すること。 (MSC 1//Circ.1206)	2008/7/1 全面改正 旧 20.4.2 は削除
III/20.6.2	全ての救命艇及び救助艇のエンジンは、周囲温度がエンジンの始動及び駆動に必要な最低温度よりも高い場合には、3 分間以上、運転を行う。この運転の間にギヤボックス及びその結合が良好に作動するか試験を行う。救助艇に備え付けた船外機の特性により、プロペラを水没させた方法以外で 3 分間運転することが許容されない場合、適当な給水を行って差し支えない。特別な場合には、主管庁は 1986 年 7 月 1 日以前に建造された船舶について、この規定の適用を免除することができる。	2008/7/1 一部改正
III/20.8	膨張式救命いかだ、膨張式救命胴衣、海上退船システムの整備並びに膨張式救助艇の保守及び修理	2008/7/1 全面改正
III/20.11.1.3	2 項で規定する試験が終了した後、最大降下速度におけるウインチの制動試験が実施されなければならない。負荷は、完全に艤装しているが人が乗っていない生存艇又は救助艇の質量でなければならない。ただし、5 年を超えない間隔で、生存艇又は救助艇の定員及び艤装品を満載した艇の全質量の 1.1 倍の荷重で試験しなければならない。	2008/7/1 一部改正
III/20.11.2	自由降下式救命艇の離脱装置を含む救命艇又は救助艇の負荷離脱装置は	2008/7/1 全面改正
III/20.11.2.3	離脱装置を開放したときはいつでも、乗組員と艤装品を満載した艇の全ての質量の 1.1 倍の荷重で作動試験をすること。そのような開放及び試験は、少なくとも 5 年に 1 回実施すること。	2008/7/1 一部改正
III/20.11.3	救命いかだ用進水装置の自動離脱フックは:	2008/7/1 新設
III/20.11.3.1	この章の第 36 規則で要求される船上における保守のための手引書に従い、保守を行わなければならない。	2008/7/1

III/20.11.3.2	第 I 章第 7 規則及び第 8 規則の規定により要求される年次検査の間に、この装置に精通している正規に訓練を受けた者による完全な試験及び作動試験が行われなければならない。	2008/7/1
III/20.11.3.3	離脱装置の開放整備されたときはいつでも、救命艇の定員及び艤装品を満載した状態の救命艇の全質量の 1.1 倍の負荷をかけて作動試験を行う。かかる開放及び試験は少なくとも 5 年に 1 回行う*。 * 機関が採択した、救命設備の試験に関する勧告 A.689(17)を参照のこと。1999 年 7 月 1 日以降に搭載される救命設備にあっては、機関が採択した救命設備の試験に関する勧告 MSC.81(70)を参照のこと。	2008/7/1
旅客船の生存艇及び救助艇		
III/21.1.2	短国際航海に従事する旅客船~~で第 II -1 章第 6 規則 5 に規定する区画の特別基準に適合するもの~~は次の設備を備えなければならない。	2008/7/1 一部改正
III/21.1.3	総乗船者の退船に必要な全ての生存艇は救命胴衣を着用した人員が集合した後、退船信号が発せられてから人員及び艤装品を満載し 30 分以内に進水できるものでなければならない。	2008/7/1 一部改正 旧 21.1.3 は削除
III/21.2.3	救命艇が、救助艇の要件に適合し、かつ、その進水及び回収が救助艇の要件に適合する場合、当該救命艇は救助艇として認めて差し支えない。	2008/7/1 全面改正
III/21.3.2	短国際航海に従事する旅客船~~で第 II -1 章第 6 規則 5 に規定する区画の特別基準に適合するもの~~に積載する救命艇及び救助艇の数は、総乗船者による船体放棄の際に、各救命艇又は救助艇によって 9 以下の救命いかだが集結されることを確保するために十分なものでなければならない。	2008/7/1 より施行 一部改正
RO-RO 旅客船に対する追加要件		
III/26.3.1	RO-RO 旅客船の救助艇のうち少なくとも1艇は、コードの 5.1.4 に適合する高速救助艇でなければならない。	2008/7/1 一部改正
III/26.3.2	各高速救助艇はコードの 6.1.7 に適合する進水装置に備え付けられなければならない。進水装置を承認するに当たり、主管庁は、機関が採択した勧告を考慮し、高速救助艇が荒天時においても進水し、回収することを考慮しなければならない。	2008/7/1 一部改正
貨物船の生存艇及び救助艇		
III/31.1.1.2	更に、コードの 4.2 又は 4.3 項の規定に適合し、質量が 185kg 未満で、一層の開放甲板レベルで容易に船側から船側へ移動できる位置に積みつけられ、その収容能力の合計が総乗船者を収容するのに十分な1又はそれ以上の膨脹式又は固型式の救命いかだ。救命いかだの質量が 185 kg 以上で、一層の開放甲板レベルにおいて救命いかだを容易に船側から船側へ移動することができる位置に積載されない場合は、各舷の合計収容能力は、総乗船者を収容するために十分なものにする	2008/7/1 全面改正

III/31.1.3.2	1.3.1 項によって要求される救命いかだの質量が 185kg 未満であって、かつ、当該救命いかだが一層の開放甲板レベルにおいて船側から船側へ容易に移動できる位置に積み付けられない場合、各舷の合計収容能力が総乗船者数の 150%に相当する数の乗船者を収容するために十分であるように追加の救命いかだを積載する。	2008/7/1 全面改正
III/31.1.3.4	救命用の端艇及びいかだのいずれか1が喪失し又は使用不能になった場合においても、質量が 185kg 未満で一層の開放甲板レベルで容易に船側から船側へ移動できる位置に積み付けられているものを含めて、各舷に総乗船者を収容するために十分である使用可能な救命用の端艇及びいかだを積載する。	2008/7/1 全面改正
III/31.2	貨物船はコード 5.1 項の要件に適合する少なくとも1の救助艇を積載しなければならない。救命艇が救助艇の要件にも適合し、かつ、その進水及び回収が救助艇の要件に適合する場合、その救命艇は救助艇として認めることができる。	2008/7/1 一部改正
貨物船の個人用救命設備		
III/32.3.2	適切なサイズのコード 2.3 の要件に適合するイマーションスーツを全ての乗組員のために備えなければならない。ただし、第 IX 章第 1 規則に定義されるばら積み貨物船を除き、船舶が温暖海域のみに従事し、主管庁がイマーションスーツの備え付けを必要ないと判断する場合、これらのイマーションスーツは要求されない。	2008/7/1 一部改正
III/32.3.3	この章の 31.1.4 に従い積み付けられる離れた位置にある救命用の端艇又はいかだを含め、通常イマーションスーツが格納されている場所から離れた見張場所又は作業場所がある場合には、それらの場所に従事する見張要員又は作業要員の人数分の追加のイマーションスーツをいつでも使用できるように備えなければならない。	2008/7/1 一部改正
訓練手引書及び船上訓練用具		
III/35.5	訓練手引書は本船で通常使用される言語で書かれなければならない。	2008/7/1 全面改正
C 部　代替の設計及び装置　第 38 規則代替の設計及び装置		
III/38.1	本規則の目的は救命設備のための代替の設計及び装置に関する方法論を与えるためである。	2010/7/1 新設
III/38.2.1	代替の設計及び装置が関連要件の趣旨に適合し、かつ、本章と同程度の安全性を備えていることを条件として、救命設備は B 部の規定要件から逸脱して差し支えない。	
III/38.2.2	代替の設計又は装置がB部の規定要件から逸脱する場合、設計及び装置の工学的解析、評価及び承認は本規則に従って実施されなければならない。	
III/38.3	工学的解析は、機関が制定した指針*を元に、用意され、かつ、主管庁に提出されなければならない。解析には最低以下の要件が含まれなければならない。 * SOLAS 第 II-1 及び III 章のための代替の設計及び装置に対する指針を参照すること(MSC.1/Circ.1212)	

III/38.3.1	船種及び関係する救命設備の確定;	
III/38.3.2	救命設備が適合しない規範的要件の同定;	
III/38.3.3	提案された設計が、その他の認められた工業規格に支持されている規範的要件を適合しない理由の同定;	
III/38.3.4	関連する規範的要件により定められる当該船舶及び救命設備に対する性能基準の決定;	
III/38.3.4.1	性能基準は、B部が規定する関連要件に安全性において劣るものであってはならない;	
III/38.3.4.2	性能基準は定量的で、かつ、測定可能でなければならない;	
III/38.3.5	設計時に使用される仮定及び想定される操作上の制限又は条件を含む代替の設計及び装置の詳細な仕様;	
III/38.3.6	代替の設計及び装置が安全性能基準を満足することを示す技術的証拠;	
III/38.3.7	提案に関連する潜在的フォールト及びハザードの同定を基本としたリスク評価。	
III/38.4.1	3 項で要求される工学的解析は機関が制定した指針*を考慮して、主管庁によって評価され承認されなければならない。 * SOLAS 第 II-1 及び III 章のための代替の設計及び装置に対する指針を参照すること(MSC.1/Circ.1212)	
III/38.4.2	代替の設計及び装置が本規則に適合することを示す、主管庁が承認した文書の写しは本船上に備えられなければならない。	
III/38.5	主管庁は承認した代替の設計及び装置に関する適切な情報を、締約国に回章するため機関に報告しなければならない。	
III/38.6	代替の設計及び装置で定めた想定及び操作の制限が変更される場合、工学的解析は変更した条件の下で実施され、主管庁に承認されなければならない。	

2. LSA Code 改正の概要

注: 「改正条番号」欄中の「x.x.x」は LSA Code 第 x.x.x 条を示す。

改正条番号	改正の内容	施行日及び備考
	定義	
1.1.8	~~「要求される自由降下の高さ」とは、静水面から、船舶が最軽荷航海状態にありかつ救命艇が進水体勢にある救命艇の最下端まで測った最大距離をいう。~~	2008/7/1 削除
	救命設備の一般要件	
1.2.2.2	積み付けた状態で、-30℃から+65℃までの範囲の気温において損傷しないこと。また、個人用救命設備の場合は、別段の明文の規定がない限り、−15℃から+40℃までの範囲の気温において使用できること。	2010/7/1 全面改正
1.2.2.6	海上において探知を容易にする全ての部分は、international orange 又は鮮明な赤みを帯びたオレンジ色、若しくは同様に極めて見やすい色であること。	2010/7/1 全面改正

1.2.3	主管庁は、年とともに劣化する救命設備の許容期間を決定する。この救命設備には、その年数を確認するための手段又は交換しなければならない日について標示をする。失効日の恒久標示は、有効期間を立証する良い方法である。失効日を標示しない電池は、毎年交換するように使用されるか、又、蓄電池の場合には、電解質の状態を点検できるように使用する。救命用火工品の場合、その製造者は、製品に失効日を消えないよう標示すること。	2008/7/1 一部改正
救命浮環		
2.1.1.7	自己発煙信号及び自己点火灯のために備える急速離脱装置を作動しようとする場合には、4kg 以上の質量のものであること。	2010/7/1 一部改正
2.1.3.6	4Kg を越えない質量の救命浮環につながれた、自己発煙信号及び自己点火灯を自動的に離脱して作動させる急速離脱装置を備えること。	2010/7/1 新設
救命胴衣		
2.2.1.1	救命胴衣は、2 秒間火炎に完全におおわれた後、燃え続けず、また、溶け続けないものでなければならない。	2010/7/1 2.2 全面改正
2.2.1.2	救命胴衣は、表 2.1 に従い 3 つのサイズに分類される。隣り合う 2 つの区分の要件全てに適合する場合は、両方の区分を表示して差し支えないが、特定の範囲に分けてはならない。救命胴衣は、表 2.1 に従って体重又は身長、若しくはその両方を表示する。	
2.2.1.3	大人用救命胴衣が、体重 140kg まで及び胸囲 1750mm までの人に適するよう設計されていない場合は、そのような人が着用できるよう適当な付属品が利用できること。	
2.2.1.4	救命胴衣の水中での性能は、適当なサイズで、かつ、標準となる救命胴衣の性能との比較、すなわち機関の勧告に適合する RTD (reference test device)で評価すること。* *機関が採択した、救命設備の試験に関する勧告の改正、決議 MSC.81(70)を参照のこと。	
2.2.1.5	大人用救命胴衣は、次のようなものであること。	
2.2.1.5.1	救命胴衣に全く不馴れな人のうち少なくとも 75%の人が、援助、指導又は、事前の着用実演なしで、1 分以内に正確に着用できること。	
2.2.1.5.2	着用方法につき実演した後、全ての人が、援助を受けることなく、1 分以内に正確に着用することができること。	
2.2.1.5.3	明らかに 1 の方法でのみ又は裏返しで着用することができ、正しく着用していない場合でも、着用者に危険でないこと。	
2.2.1.5.4	着用者への救命胴衣の固着は、結びつける必要がない迅速かつ明確な着用手段であること。	
2.2.1.5.5	着用して快適であること。	
2.2.1.5.6	着用者が、負傷することなく、また、救命胴衣及び付属品のずれ又は損傷なしに、救命胴衣をつかんで少なくとも 4.5m の高所から、かつ、両腕を頭の上に上げて少なくとも 1m の高所から水中に飛び込むことができること。	

2.2.1.6	大人用救命胴衣は、少なくとも 12 人により機関の勧告に従って試験したとき、次の要件を満たすように、静穏な淡水中で十分な浮力及び安定性を有すること。	
2.2.1.6.1	大人用 RTD で得られた平均値以上の平均高さまで、極度の疲労状態又は無意識状態にある者の口を持ち上げること、	
2.2.1.6.2	水中において無意識状態で顔を下に向けている者の体を、RTD で得られる平均時間を越えない平均時間以内に、その口が水面上にあるような姿勢にすることができること。また、救命胴衣で元の姿勢に戻らない人数は RTD から得られる数以下であること。	
2.2.1.6.3	RTD から得られる平均胴体角度から 5 度を引いた角度以上の平均胴体角度で垂直軸より後方に傾けること。	
2.2.1.6.4	RTD から得られる顔平面の平均角度から 5 度引いた角度以上の平均角度で水面より顔平面を持ち上げること。	
2.2.1.6.5	胎児のように体を曲げた姿勢で浮いているとき*、不安定な状態にした後着用者を顔が上になる安定した姿勢に戻すこと。 * IMO Pocket Guide to Cold Water Survival の 11 ページの図及び救命設備の試験に関する勧告の改正、決議 MSC.81(70)を参照のこと。	
2.2.1.7	大人用救命胴衣は、その着用者が短い距離を泳ぐことができ、救命用の端艇及びいかだに乗り込むことができるものであること。	
2.2.1.8	幼児用又は子供用救命胴衣は、次の項目を除き、大人用の救命胴衣と同じ性能を有すること。	
2.2.1.8.1	小さい子供及び幼児に対しては、着用援助をしてもよい。	
2.2.1.8.2	大人用 RTD の代わりに適当な子供又は幼児用 RTD を使用すること、及び	
2.2.1.8.3	救命用の端艇及びいかだに乗り込むことに援助を与えてよいが、着用者の機動性を、適当なサイズのRTDより大きな程度にまで低下させてはならない。	
2.2.1.9	水面からの高さ及び自己復元性を除き、必要な場合、次の項目を満たすために、幼児用救命胴衣の要件を斟酌することができる。	
2.2.1.9.1	保護者による幼児の救助を容易にする、	
2.2.1.9.2	幼児を保護者に結びつけることができ、そばに引き付けておく、	
2.2.1.9.3	幼児の気道を確保し、濡らさないため、	
2.2.1.9.4	退避中に幼児を衝突及び衝撃から保護する、そして、	
2.2.1.9.5	保護者が幼児の体温低下を監視及び管理できるようにする。	
2.2.1.10	1.2.2.9 の規定により要求された標示に加え、幼児又は子供用救命胴衣は次の項目を表示する。	
2.2.1.10.1	2.2.1.2 の規定による大きさの範囲、	
2.2.1.10.2	機関が採択した「幼児用救命胴衣」又は「子供用救命胴衣」のシンボルに示されている「幼児用」又は「子供用」シンボル* * 機関が決議 A.760(18)において採択した救命設備及び配置に関するシンボルの改正を参照のこと。	

2.2.1.11	救命胴衣は、淡水中に 24 時間沈めた後、その浮力が当初の浮力の 5%を超えて減少するものであってはならない。	
2.2.1.12	救命胴衣の浮力は、遊離する粉末状の材料の使用に依存しないこと。	
2.2.1.13	それぞれの救命胴衣は 2.2.3 に規定されている救命胴衣灯を取り付ける手段を備え、2.2.1.5.6 及び 2.2.3.1.3 の規定に適合しなければならない。	
2.2.1.14	救命胴衣には、紐で確実に笛を取り付ける。	
2.2.1.15	救命胴衣灯及び笛は、それらを組み合わせて使用することでそれらの機能が損なわれないように選択され、取り付けられること。	
2.2.1.16	救命胴衣は、水中の他の者の救命胴衣と繋げることができるように、離脱でき、かつ、浮力を有するひも又は他の手段を備えること。	
2.2.1.17	救命胴衣は、着用者を水中から救命用の端艇又はいかだ、若しくは救助艇に引き上げることができる適当な手段を備えること。	
2.2.2	膨脹によって浮力が得られる救命胴衣は、2 以上の独立した気室を有し、2.2.1 の規定に適合するものとし、また、次の要件を満たすものでなければならない。	
2.2.2.1	浸水によって自動的に膨脹し、手の単一の動作により膨脹させる装置を備え及び口によってそれぞれの気室を膨脹させることができること。	
2.2.2.2	いずれか 1 の気室が浮力を失った場合においても、2.2.1.5、2.2.1.6 及び 2.2.1.7 の規定に適合すること。	
2.2.2.3	自動装置による膨脹の後、2.2.1.11 の規定に適合すること。	
2.2.3.1	救命胴衣の灯火は、次の要件を満たすものでなければならない。	
2.2.3.1.1	上方の全ての方向に 0.75 カンデラ以上の光度を有すること。	
2.2.3.1.2	少なくとも 8 時間 0.75 カンデラの光度を供給することができる動力源を有すること。	
2.2.3.1.3	救命胴衣に取り付けた場合に、上方の実行可能な限り広い範囲において視認することができること。	
2.2.3.1.4	白色であること。	
2.2.3.2	更に、2.2.3.1 に規定する灯火がせん光灯である場合には、灯火は、次の要件を満たすものでなければならない。	
2.2.3.2.1	手動により作動するスイッチを備えること。	
2.2.3.2.2	少なくとも 0.75 カンデラの有効な光度で毎分 50 回以上 70 回以下のせん光を発すること.	
イマーション・スーツ		
2.3.1.1.1	イマーション・スーツとともに着用する衣類及びイマーション・スーツを救命胴衣とともに着用するときは救命胴衣を考慮し、さらに、口で膨脹する気室がある場合はその膨脹を考慮した上で、イマーション・スーツは、2 分以内に、援助を受けることなく、取り出しかつ着用することができること*。 * 機関が決議 MSC.81(70)において採択した救命設備の試験に関する勧告(改正を含む)の 3.1.3 の規定を参照すること。	2008/7/1 全面改正

2.3.1.1.3	顔を除くほか体全体をおおうこと。ただし、手については、イマーションスーツと分離しているが恒久的に取り付けられている手袋でもよい。	2010/7/1 全面改正
2.3.1.2	イマーションスーツは、それ自体、又は必要な場合は救命胴衣と共に着用して、静穏な淡水中で十分な浮力及び安定性を持ち、次の要件を満たさなければならない。	2010/7/1 全面改正
2.3.1.2.1	極度の疲労状態又は無意識状態にある者の口を、水面上120mm 以上持ち上げること、そして、	2010/7/1
2.3.1.2.2	下に顔を向けている着用者を、5 秒以内で顔を上にすることができること。	2010/7/1
2.3.1.3.3	着用者が負傷することなく、また、イマーション・スーツ又は付属品のずれ又は損傷なしに、少なくとも 4.5 メートルの高所から水中に飛び込むこと。	2010/7/1 全面改正
2.3.1.5	浮力を有するイマーションスーツで救命胴衣なしに着用するよう設計されたものは、水中の他の者のイマーションスーツと繋げるための、取り外しできる浮力を有するひも又はその他の手段を備えること。	2010/7/1 新設
2.3.1.6	浮力を有するイマーションスーツで救命胴衣なしに着用するよう設計されたものは、救助者がその着用者を水中から救命用の端艇又はいかだ、若しくは救助艇に引き上げることができる適当な手段を備えること。	2010/7/1 新設
2.3.1.7	イマーション・スーツを救命胴衣とともに着用するときは、救命胴衣は、イマーション・スーツの上に着用する。そのイマーション・スーツの着用者は、援助を受けることなく救命胴衣を着用することができなければならない。イマーションスーツには、適切な救命胴衣とともに着用しなければならないことを表示しなければならない。	2010/7/1 旧 2.3.1.5 の条番号変更の上、全面改正
2.3.1.8	イマーションスーツは、淡水中に 24 時間沈めた後 5%を超えて減少せず、かつ、遊離する粉末状の材料の使用に依存しない浮力を有すること。	2010/7/1 新設
2.3.3	~~イマーション・スーツの着用者、又は、救命胴衣を着けたイマーション・スーツの着用者は、淡水中において、5 秒以内に顔を下向きにした姿勢から、顔を上向きにした姿勢にすることができなければならない。~~	2010/7/1 削除
	耐暴露服	
2.4.1.1.3	主管庁が認める場合足を除き、体全体を覆うこと。ただし、手と頭部については、スーツと分離しているが恒久的に取り付けられている手袋及びフードでもよい。	2010/7/1 全面改正
2.4.1.2	~~2.4.1.2 2.2 の規定に適合する耐暴露服は、救命胴衣として分類することができる。~~	2010/7/1 削除
2.4.1.2.2	着用者が負傷することなく、また、スーツ又は付属品のずれ又は損傷なしに、少なくとも 4.5 メートルの高所から水中に足から飛び込むこと。	2010/7/1 一部改正

2.4.1.3	耐暴露服は、2.2.3の規定に適合する灯火及び2.2.1.14に規定にいう笛を取り付け、2.2.3.1.3 及び 2.4.1.2.2.項に適合しなければならない。	2010/7/1 条番号変更の上、全面改正
2.4.2.1.2	標示どおりに着用し着用者が全没するまで水中に飛び込んだ時、スーツは、摂氏 5 度の静穏な循環水の中で着用した場合に着用者の体の中心部分の温度が、最初の30分経過した後から1時間毎に摂氏 1.5 度を超えて低下しないことを確保する、十分な保温性を有し続けること。	2010/7/1 条番号変更の上、全面改正
救命いかだの一般要件		
4.1.2.2	救命いかだが6.1の規定に適合する承認された進水装置により進水する場合、又は、船側から船側へ簡単に移動できることを意図しない場合を除くほか、救命いかだ並びにその容器及び艤装品の総質量は、185 キログラムを超えてはならない。	2008/7/1 一部改正
4.1.3.3	手動により制御する外部灯を救命いかだの天幕又は構造の頂部に取り付ける。光は白色で上方の全ての方向に 4.3 カンデラ以上の光度で少なくとも12時間連続作動できるものとする。しかしながら、灯火がせん光灯である場合には、12 時間の作動期間中等しい有効な光度で、毎分 50 回以上 70 回以下のせん光を発することができること。灯火は救命いかだの天幕が展張したときに自動的に点灯するものでなければならない。電池は、積み付けられた救命いかだ内の水又は湿気により劣化しないような型式のものでなければならない。	2008/7/1 一部改正
4.1.3.4	手動により制御する室内灯は、救命いかだの内部に取り付けられ、少なくとも12時間連続して照明するものでなければならない。室内灯は救命いかだの天幕が展張したときに自動的に点灯し、生存する方法を示す指導書及び艤装品の操作手引書が読めるよう、全上半部の算術平均光度が 0.5cd 以上であること。電池は、積み付けられた救命いかだ内の水又は湿気により劣化しないような型式のものでなければならない。	2008/7/1 一部改正
4.1.5.1.18	救命いかだに収容することを認められる人員 1 人当たり合計 10,000kJ (2,400kcal)以上の食糧。これらの食糧は、指定された期間を通して味が良く、食べられるものであって、しかもイマーションスーツのグローブによる取り扱いを考慮して、分割でき、簡単に開けるパックとなっていること。 この食糧は恒久的に気密された金属容器に収納するか、又は蒸気の進入が無視できる(適当な国内又は国際規格により試験したとき、温度 23 度湿度 85%の空気中において、24 時間当り 0.1 g/m2 以下) 柔軟な材料により真空包装する。食料の物理的損傷及び鋭利部による他の物品への損傷を防ぐ必要がある場合には、包装用の柔軟な材料はさらに外部を容器により保護する。容器には包装日、失効日、製造番号、内容物、取扱説明書を明確に記述する。機関が認めた国際規格に適合する食料は本要件に適合するものと見なす。 *(注) 適切な構成例:	2008/7/1 全面改正

	食糧単位当り:500-550g、 エネルギー:少なくとも 10,000kJ、 水分:5%以下、 塩分(NaCl):0.2%以下、 炭水化物:60-70 重量%=50-60%エネルギー%、 脂肪:18-23 重量%=33-43%エネルギー%、 たんぱく質:6-10 重量%=5-8%エネルギー% * ISO の勧告、特に“ISO 18813 Ships and marine technology . Survival equipment for survival craft and rescue boats.” を参照すること。	
4.1.5.1.19	救命いかだに収容することを認められる人員 1 人当たり合計 1.5リットルの清水。このうち 1 人当たり 0.5 リットルの清水は、2 日間で同量の飲料水を供給し得る海水脱塩装置をもって代えることができ、又は、1 人当たり 1 リットルの清水は、2 日間で同量の飲料水を供給し得る 4.4.7.5 に規定する手動による逆浸透性脱塩装置をもって代えることができる。清水は適当な国際規格の化学成分及び微生物学的成分の要件を満足し、耐腐食性材料又は耐腐食処理を施した水密容器に収納すること。柔軟な材料を使用する場合には、この蒸気の進入に対する要件に適合する必要がない大きめのコンテナに収納された個々の容器を除き、当該材料は蒸気の進入が無視できる(適当な国内又は国際規格により試験したとき、温度 23 度湿度 85%の空気中において、24 時間当り 0.1 g/m2 以下)ものとすること。125ml 未満の容器を除いて、各々の水密容器は漏洩を二重に防ぐ方法を持つこと。容器には包装日、失効日、製造番号、容量、用法を明確に記述する。イマーションスーツのグローブによる取り扱いを考慮して、簡単に開けることができること。機関が認めた国際規格に適合する緊急用清水は以上の要件に適合するものと見なす。 * ISO の勧告、特に“ISO 18813 Ships and marine technology . Survival equipment for survival craft and rescue boats.” を参照すること。	2008/7/1 全面改正
	膨脹式数命いかだ	
4.2.2.3	膨脹式救命いかだは、一人によって膨脹できるものでなければならない。膨脹式救命いかだは、毒性のないガスで膨脹するものでなければならない。4.2.2.4 に適合するいずれの安全弁を含めて、膨脹システムは機関の認める国際規格に適合すること。膨脹は、摂氏 18 度から摂氏 20 度までの範囲の周囲の温度で 1 分以内に、摂氏零下 30 度の周囲の温度で 3 分以内に完了する。救命いかだは、膨脹後、人及び艤装品を満載した場合にその形状を維持するものでなければならない。 *ISO の勧告、特に “ISO 15738 Ships and marine technology . Gas inflation systems for inflatable life-saving appliances.”を参照すること。	2008/7/1 一部改正

4.2.4.1	少なくとも 1 の入口には、海上にある人が膨張式救命いかだに乗り込むことができる様、座った又は膝立ちの状態で救命いかだのどの部分にもつかまっていない 100 キログラムの体重の人を支えるタラップを取り付ける。乗り込み用のタラップは、損傷した場合に救命いかだが著しく収縮することを防ぐような措置をとる。1 を超える入口を有するダビット進水式の救命いかだの場合には、乗り込み用のタラップは、引き寄せ索及び乗艇装置の反対側の入口に取り付ける。	2008/7/1 一部改正
4.2.6.3.8	完全に艤装した救命いかだの質量が 185kg を超える場合、その質量	2008/7/1 新設
固型救命いかだ		
4.3.4.1	少なくとも 1 の入口には、海上にある人が膨張式救命いかだに乗り込むことができる様、座った又は膝立ちの状態で救命いかだのどの部分にもつかまっていない 100 キログラムの体重の人を支えるタラップを取り付ける。1 を超える入口を有するダビット進水式の救命いかだの場合には、乗り込み用のタラップは、引き寄せ索及び乗艇装置の反対側の入口に取り付ける。	2008/7/1 一部改正
救命艇の一般要件		
4.4.1.1	救命艇は、適正に造るものとし、海上において十分な復原性を有し並びに人及び艤装品を満載した場合に十分なフリーボードを有する形状及び寸法比のものでなければならず、船舶が 10 度まで縦傾斜しかつ 20 度まで横傾斜しているあらゆる状態で安全に進水できるものでなければならない。救命艇は、固型の艇体を有するものとし、また、静穏な水面で直立状態にあり、人及び艤装品を満載し、かつ、喫水線下の 1 箇所に穴があいた場合において、浮力材の損失もなく、他に損傷が無いと仮定したときは、正の復原性を有するものでなければならない。	2008/7/1 一部改正
4.4.1.2	救命艇には、主管庁又は代行機関によって裏書きされた、少なくとも次の項目を含む恒久的に取り付けられた承認された銘盤を備える。	2008/7/1 全面改正
4.4.1.2.1	製造者名及び住所	
4.4.1.2.2	救命艇の型式及び製造番号	
4.4.1.2.3	製造時期(年月)	
4.4.1.2.4	収容することを認められる人数	
4.4.1.2.5	1.2.2.9 の規定により要求される承認された情報	
	救命艇には、上記項目に加え、次の項目を明示した承認証書又は適合宣言書を供与する。	
4.4.1.2.6	承認証書の番号	
4.4.1.2.7	修理の際、適合性の問題が起きないよう詳細にわたる艇体の材料名	
4.4.1.2.8	艤装品及び人を満載した総質量	
4.4.1.2.9	救命艇の牽引力の測定値	
4.4.1.2.10	4.5、4.6、4.7、4.8 又は 4.9 の規定に関する承認文書	

4.4.3.1	旅客船の救命艇は、定員が退船指示から10分以内に迅速に乗り込むことができるように配置する。救命艇は、また、迅速に降りることもできなければならない。	2008/7/1 一部改正
4.4.6.8	救命艇の前進速力は、静穏な水面において人及び艤装品を満載しかつ全ての機関駆動の補機を作動させている場合には、少なくとも 6 ノット、また、この場合であって人及び艤装品を満載したその船舶に搭載されている最大の容量の救命いかだ又はその同等物を引くときは、少なくとも 2 ノットとする。24 時間以上 6 ノットの速度で人及び艤装品を満載した救命艇を走らせるために船舶が運航する水域において予想される温度の範囲における使用に適した十分な燃料を備える。	2008/7/1 一部改正
4.4.7.6	自由降下式救命艇を除く、つり索によって進水する救命艇には、4.4.7.6.9 項を条件として、次の要件を満たす離脱装置を取り付ける。	2008/7/1 全面改正
4.4.7.6.1	離脱装置については、全てのフックを同時に解放するように措置をとる。	
4.4.7.6.2	離脱装置は、次の 2 の離脱能力を有しなければならない。（通常の離脱能力(off-load release)及び負荷離脱能力(on-load release)）	
4.4.7.6.2.1	その機構は、通常（無負荷）離脱と負荷時離脱の、2 つの離脱機能を持たねばならない．救命艇が水上にあるとき又はフックに荷重がかかっていないときに救命艇を離脱させる、フックから吊り金具又はシャックルを手により開放することを要しない通常の離脱(off-load)能力	
4.4.7.6.2.2	フックに荷重がかかっているときに救命艇を離脱させる負荷離脱能力。この離脱能力は、救命艇が水上にあるときの無負荷の状態から人及び艤装品を満載した場合の救命艇の総質量の 1.1 倍の荷重を受ける状態までのあらゆる荷重条件で、救命艇を離脱させるようなものでなければならない。この離脱能力は、偶発的又は尚早な使用に対し、適切に保護されていなければならない。適切な保護とは、危険標識に加え、無負荷離脱に通常要求されない特別な機械的保護が含まれる。尚早な負荷離脱を防ぐために、負荷時の離脱装置の操作については、操作者による慎重な一貫した行動が要求される。	
4.4.7.6.3	救命艇を揚収している間、偶発的離脱を防ぐために、フックが完全にリセットされない限り、いずれのフックもあらゆる負荷を支持できないか、若しくは、過度の力を加えることなくハンドル又は安全ピンがリセット位置に戻ることができてはならない。リセットを適切に行うために、追加の危険標示をそれぞれのフック位置に示さなければならない。	
4.4.7.6.4	離脱装置は、揚収準備ができたときに、下記の方法により、救命艇内の乗組員が明確に揚収を決定できるように設計され、設置されなければならない。	

4.4.7.6.4.1	それぞれのフックにおいて、可動部又は可動部を適切な位置に固定する部分が適切に及び完全にリセットされたことを直接視認できる；又は、	
4.4.7.6.4.2	それぞれのフックにおいて可動部を適切な位置に固定する機構が適当に及び完全にリセットされたことを確認する調整不可能な指示器により視認する；又は	
4.4.7.6.4.3	それぞれのフックにおいて可動部を適切な位置に固定する機構が適当に及び完全にリセットされたことを確認する機械的指示器を容易に操作する。	
4.4.7.6.5	適切な言葉で書かれた警告通知が載った、必要に応じて色による識別、絵文字、標識を用いた、明瞭な操作手引書が与えられること。色による識別を用いる場合には、緑を適切なリセットに、赤を不適切な又は不適当なリセットに対する危険を用いること。	
4.4.7.6.6	離脱制御器は、その周囲と対照的な色を用い明確に標示をする。	
4.4.7.6.7	保守作業時に離脱装置を解放するために、救命艇をつるすための手段を備えること。	
4.4.7.6.8	救命艇の離脱装置の固定構造連結部は、全乗艇員、燃料、艤装品を満載した救命艇の重量がつり索間に均等にかかっていると仮定したときに、使用材料の限界強さに対する安全係数を 6 として設計する。ただし、作業用の吊り装置の安全係数は、燃料及び艤装品を満載した救命艇の重量に 1,000kg を加えた重量を元にしても差し支えない。	
4.4.7.6.9	単一のつり索とフックのシステムが、適切なもやい綱とともに救命艇又は救助艇を進水させるのに使われる場合、4.4.7.6.2.2 及び 4.4.7.6.3 の規定は適用する必要はない。そのような配置においては、救命艇又は救助艇が完全に水上にあるときだけ離脱させる性能のみ適切であるといえる。	
4.4.7.11	手動により制御する外部灯を取り付ける。光は白色で上方の全ての方向に4.3カンデラ以上の光度で少なくとも12時間連続作動できるものとする。しかしながら、灯火がせん光灯である場合には、12 時間の作動期間中等しい有効な光度で、毎分 50 回以上 70 回以下のせん光を発することができること。	2008/7/1 一部改正
4.4.7.12	手動により制御する内部灯その他の光源は、12 時間以上点灯するよう救命艇の内部に取り付ける。生存する方法を示す指導書及び艤装品の操作手引書を読めるために、全上半部の算術平均光度が 0.5cd 以上を有するものでなければならない。ただし、このために油灯を使用してはならない。	2008/7/1 全面改正

4.4.8.9	救命艇に収容することを認めらる人員 1 人当たり 4.1.5.1.19 に規定する合計 3 リットルの清水を入れた水密容器。このうち 1 人当たり 1 リットルの清水は、2 日間で同量の飲料水を供給し得る海水脱塩装置をもって代えることができ、又は、1 人当たり 2 リットルの清水は、2 日間で同量の飲料水を供給することができる、4.4.7.5 の規定にある手動による逆浸透性脱塩装置によって代えることができる。	2008/7/1 一部改正
	部分閉囲型救命艇	
4.5.3	部分閉囲型救命艇の内側は、乗員に不快感を与えない明るい色であること。	2008/7/1 全面改正
	全閉囲型救命艇	
4.6.2.8	外側は、極めて見やすい色であり、また、内側は、乗員に不快感を与えない明るい色であること。	2008/7/1 一部改正
	自由降下式救命艇	
4.7.3.3	~~要求される自由降下高さは、承認された自由降下高さを超えてはならない。~~	2008/7/1 削除
	救助艇	
5.1.1.1	救助艇は、この 5.1 の規定による場合を除くほか、4.4.6.8 を除く 4.4.1 から 4.4.7.4、4.4.7.6、4.4.7.8、4.4.7.10、4.4.7.11 及び 4.4.9 の規定に適合する。この 5.1 の規定を全て満足し、SOLAS 第Ⅲ章第 4 規則 2 の規定で要求される救助艇の試験を合格し、船上におけるその積み付け、進水、揚収装置が救助艇の全ての規定に適合するものであれば、救命艇は救助艇として承認され使われて差し支えない。	2008/7/1 一部改正
5.1.1.3.2	少なくとも着席した者 5 人及び担架に横臥した者 1 人を運ぶことができ、全員がイマーションスーツを着用し、必要な場合は救命胴衣も着用する。4.4.1.5 の規定にかかわらず、操舵手を除く座席は、4.4.2.2.2 の規定による座席空間の分析結果が、伸びた脚に対して全長 1190 ミリメートルに変更し、図 1 と同じ型を使う場合、床に設けてよい。座席空間部分は、舷縁、船尾板、又は、救助艇の船側の膨脹型浮力体の上にとってはならない。	2008/7/1 一部改正
5.1.1.6	救助艇は、十分な燃料があり、想定される船舶の航行海域の温度範囲を通じて適切に使用でき、燃料、人員及び艤装品を満載したときに、少なくとも 6 ノットの速度で操船することができ、かつ、6 ノットの速度を少なくとも 4 時間維持することができるものでなければならない。	2008/7/1 全面改正
5.1.1.12	救助艇は安全な進水及び操船のために、制御及び操作場所から前方、後方、横方向に対し適切な視野を確保できるように配置されなければならない。特に、船外の人員の救助及び救助艇への引き込みに必要な場所及び人員の視認性に注意を払う。	2008/7/1 新設
5.1.3.11	~~膨脹型救助艇は、常に、完全に膨脹した状態を維持する。~~	2008/7/1 削除
5.1.4	高速救助艇に対する追加要件	2008/7/1 新設

5.1.4.1	高速救助艇は荒天下においても安全に進水し揚収できる構造でなければならない。	
5.1.4.2	本節の規定の他、高速救助艇は 4.4.1.5.3、4.4.1.6、4.4.7.2、5.1.1.6 及び 5.1.1.10 の規定を除く 5.1 の規定に適合しなければならない。	
5.1.4.3	5.1.1.3.1 に関わらず、膨脹部や固定防舷材部を含めて、高速救助艇は 6m 以上 8.5m 以下の長さでなければならない。	
5.1.4.4	高速救助艇は、十分な燃料があり、想定される船舶の航行海域の温度範囲を通じて適切に使用でき、平穏な海域で 3 人の人員が乗艇したときに少なくとも 20 ノットの速度で、かつ、燃料、人員及び艤装品を満載したときに少なくとも 8 ノットの速度で少なくとも 4 時間操縦することができるものでなければならない。	
5.1.4.5	高速救助艇は自動復原性であるか、又は、2 人以下の人員により直ちに復原できなければならない。	
5.1.4.6	高速救助艇は自動であかくみをするか、又は、直ちに排水することができなければならない。	
5.1.4.7	高速救助艇は舵柄から離れた操縦席の位置で操作しなければならない。舵、ウォータージェット、船外機を直接操作する非常操舵装置を備えなければならない。	
5.1.4.8	高速救助艇の機関は、艇が反転したときに、自動的に停止するか、又は、操縦席の非常停止スイッチにより停止しなければならない。救助艇が復原したとき、機関は、非常停止スイッチがある場合には、当該スイッチがリセットされたときに、再始動できなければならない。燃料及び潤滑油系統は艇が反転したときに、250ml 以上の推進機関からの油の漏れを防止するよう設計されなければならない。	
5.1.4.9	可能な限り、高速救助艇は、容易かつ安全に操作できる固定された単一の吊り装置又は同等のものを備えなければならない。	
5.1.4.10	固型高速救助艇は、吊り装置により吊り下げられたとき、人員及び艤装品を満載したときの 4 倍の負荷に耐え、かつ、負荷を除去したときに残留歪が残らない十分な強度を有する構造でなければならない。	
5.1.4.11	高速救助艇の通常の艤装品には、ハンズフリーでかつ水密な VHF 無線機を含めなければならない。	
進水装置及び乗艇装置		
6.1.1.5	進水装置及びその附属品(ウインチの制動装置を除く。)は、最大使用荷重の 2.2 倍以上の保証荷重による工場の静的試験に耐えるために十分な強さを有するものでなければならない。	2008/7/1 一部改正
6.1.1.11	救助艇用進水装置は、重い吊り金具による危険がある場合には、悪天候用リカバリーストラップを備える。	2008/7/1 新設
6.1.2.12	手動による制動装置は、甲板上若しくは救命用の端艇、救命いかだ又は救助艇内にいる操作者が、制動装置の制御を「停止」の位置にする場合を除くほか、常に制動が働いているように措置をとる。	2008/7/1 一部改正

6.1.2.13	救命艇用進水装置は保守作業のための離脱装置を解放するための救命艇をつるす手段を持たなければならない。	2008/7/1 新設
6.1.7	高速救助艇用進水装置	2008/7/1 新設
6.1.7.1	高速救助艇用進水装置は本節の規定に加え、6.1.2.10 を除く 6.1.1 から 6.1.2 の規定に適合しなければならない。	
6.1.7.2	進水装置は、高速救助艇を進水又は揚収するときに、波の相互作用による力を弱める装置を備える。そのような装置は、衝撃を和らげる緩衝材及び動揺を最小限にするためのダンパーを含む。	
6.1.7.3	ウインチは、高速救助艇の使用が想定される全ての海象条件において、ワイヤーが緩まないようにする自動高速伸張装置を備える。	
6.1.7.4	ウインチのブレーキは段階的な動作をすること。高速救助艇が最高速で巻き下げられている状態で急にブレーキをかけたときに、ワイヤーに発生する付加衝撃力は進水装置の使用荷重の 0.5 倍を超えてはならない。	
6.1.7.5	人員及び艤装品を満載した高速救助艇の降下速度は 1m/s を超えてはならない。6.1.1.9 の要件に関わらず、高速救助艇用進水装置は 6 人の人員及び全ての艤装品を満載した救助艇を 0.8m/s 以上で揚収する能力がなければならない。進水装置は 4.4.2 により計算される最大搭載人員を搭載した救助艇を揚収する能力がなければならない。	
一般警報及び船内通報装置		
7.2.1.1	一般非常警報装置は、短音 7 回以上及びこれに続く長音 1 回から成る一般非常警報信号を発し得るものでなければならない。この信号は、船舶の汽笛又はサイレンのほかに電気で作動する号鐘もしくはクラクション又は他の同等の警報装置による。動力は、場合に応じ、SOLAS 第Ⅱ-1 章第 42 規則又は第 43 規則の規定により要求される船舶の主電源及び非常電源によって供給される。当該装置は、船橋から及び汽笛の場合を除くほか、他の重要な場所からも操作することができるものでなければならない。~~当該装置は、全ての居住区域及び乗組員の通常の作業区域にわたって聞こえるものでなければならない。~~警報は、手動で停止するか又は船内通報装置の使用のため一時的に中断されるまでは、作動開始後から連続して発するものでなければならない。	2008/7/1 一部改正
7.2.1.2	内外の区域における非常警報音の最低の音圧レベルは、80 dB(A)なくてはならず、かつ、穏やかな天候にある船が通常の機械操作をしている間存在する周囲の騒音レベルより少なくとも 10 dB(A)上でなければならない。~~スピーカーが設置されていない船室内では、例えばブザー又は類似した物の様な、電子警報変換器が設けられること。~~	2008/7/1 一部改正

表 2．1 救命胴衣大きさ区分

救命胴衣の標記 サイズ	幼児	子供	大人
体重 (kg)	15 未満	15 以上 43 未満	43 以上
身長 (cm)	100 未満	100 以上 155 未満	155 以上